

豊岡市立福住小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月2日改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

(いじめ防止の基本理念)

- いじめは、全ての児童生徒に關係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをめざす。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを見越して、児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないようにすることをめざす。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者との連携により、いじめの問題を克服することをめざす。

【平成29年3月：兵庫県いじめ防止基本方針を参考】

2 校内組織体制

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大な事態の調査を行う組織として、以下の関係者により構成される「いじめ対応チーム」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭等

学校職員以外：スクールカウンセラー、PTA会長他三役

必要に応じて、民生児童委員、人権擁護委員、市教育委員会等

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

(1) 基本的な考え方

- ・いじめ防止において、未然防止の取組が最も重要なことである。
- ・未然防止として、いじめを生まない土壤づくりの推進が求められる。
- ・人権尊重の精神を踏まえ、互いに認め合い、思いやる学級づくりを推進する。
- ・「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる内容となるように授業改革を図る。
- ・道徳の授業を通して、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ・体験活動を通して、人間関係を築いたり、他者・社会・自然との関わりを深めたりして、命や人権を尊重した豊かな心の育成を図る。
- ・全教職員によって業務の改善を図る中、その協力体制の下、児童と向き合う時間を確保し、予防的・開発的な取組を計画し実施する。

(2) 研修の充実

- ・複雑化、多様化するいじめの現状やいじめ防止等に向けた取組の重要性について、「校内対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）の作成・活用を通して教職員が共通理解を図っていく。
- ・教職員の人権感覚を磨き、人間としての資質向上をめざした校内研修を充実させる。
- ・教職員を対象とした情報モラル研修会を実施する。
- ・全児童を対象として、情報モラルの学習を実施する。

(3) 児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適宜取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・P T A、校友会、学校評議員会、「はぐくみ福住っ子」、スポーツ21、子どもの安全を守る会等との連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等について共通理解を図っていく。
- ・豊岡市いじめ対応ネットワーク会議（7月、12月、3月）で情報交換すると共に、校内研修で共通理解を行っていく。
- ・いじめ防止基本方針について、ホームページや校園通信で発信していく。

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

- ・いじめについては、早期発見が、早期の解決につながる。そのために、日頃から児童の観察や信頼関係づくりに努めることが大切である。
- ・いじめは大人が見えにくい社会の死角で発生する。また、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、見えにくいものである。よって、いつでもいじめは発生するものと共通理解し、保護者や地域の方々とも連携を図り、早期発見となるように配慮する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・年に3回（5月、11月、2月）のアセスアンケートの実施と分析を行い、未然防止や早期の発見となるように活用する。
- ・子どもの心を理解する強化月間を設定し、生活アンケートを定期に実施する。また、アンケートの回答状況を参考に、教育相談（個別面談）を実施（5月、9月、2月）する。
- ・無記名のいじめアンケートを毎月実施し、子どもの小さな変化を把握できるようにする。

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（1） 基本的な考え方

- ・いじめの兆候を発見したときは、決して軽視しないこと。
- ・いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先とする。
- ・いじめの被害的立場に立って、被害児童を守ること。
- ・いじめ対応チーム等、複数での対応に心掛けること。
- ・教職員全員で事態の共通理解を図ること。
- ・保護者の協力を得ること。状況により、関係機関や専門機関との連携を組むこと。
- ・いじめ解消の要件として、①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、とする。

（2） いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・速やかに情報の共有を図ること。組織的にかつ丁寧に事実確認を行うこと。
- ・事実確認を行い、事実であったり、疑いがあったりするときは、被害児童に寄り添い、安全の確保に努めつつ、組織的に情報収集するとともに迅速な対応を行う。
- ・内容によっては、関係機関への通報も考える。

（3） いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、守られていることを十分に理解させる。また、心のケアまで十分配慮し、二次被害や再発の防止に向けて、中・長期的に取り組むことを伝える。

（4） いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・保護者との連携を図りながら、謝罪の指導を行うとともに、いじめた児童が「いじめは許されないこと」と自覚するように指導する。また、なぜ、いじめてしまったのかなど、児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するように指導する。

（5） いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題とせず、学級や学年、時には学校全体の問題として「いじめは絶対に許さない」という、毅然とした指導を行う。
- ・加害と被害だけの問題とはとらえず、はやし立てるなどの「観衆」的な立場、暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」的な立場もいじめの原因をつくるものとして指導し、「仲裁者」への転換を促すよう指導する。

（6） ネット上のいじめへの対応

- ・インターネットでのいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除など迅速な対応が必要である。
- ・人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて関係機関との連携を図ること。
- ・児童に対して、インターネットの正しい利用法など情報モラル教育を充実させる。

（7） 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為に当たる場合は警察など関係機関との連携を図る。

(8) 重大事態への対応

- ・「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、校内に調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

【対応例】(いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料(文科省)参考)

- 重大事態の調査組織を設置→●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供→●調査結果を報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

以下の表のとおり

【いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画】

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き(認め合い、思いやりある学級づくりをめざして) ・学級経営案の作成と検討会 ・生活指導委員会にて「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)について検討。 ・PTA総会等で「方針」説明 ・学校だより、HP等による「方針」等の発信 ・校内研修会で「方針」、前年度の児童実態と対応等の検討 ・いじめアンケートの実施と分析 	<p>「方針」の確認 PTA 職員研修</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施、教育相談の実施 ・第1回「いじめ対応チーム会議」の実施 ・いじめ防止の授業(SNS等によるいじめを含む)の実施 ・学校評議員会で「方針」の説明 ・第1回アセスアンケートの実施と分析 ・いじめアンケートの実施と分析 	<p>児童調査 定例会議 授業 学校関係者</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた児童集会 (児童会主催によるいじめ防止の取組) ・ネットいじめについて職員研修 ・学級懇談会で情報モラル研修を含み実施 ・いじめアンケートの実施と分析 	<p>職員研修 保護者研修</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「保護者アンケート」 ・第1回「学校評価(職員)」 ・第2回「いじめ対応チーム会議」の実施 ・職員会議(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・夏季休業に向けての指導 ・第1回豊岡市いじめ対応ネットワーク会議への参加 ・いじめアンケートの実施と分析 	<p>定例会議 市主催</p>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会) ・夏季休業中の指導 	職員研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組状況の発信 ・生活アンケートの実施、教育相談の実施 ・いじめアンケートの実施と分析 	児童調査

10月	・職員研修（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・いじめアンケートの実施と分析	職員研修
11月	・第2回アセスアンケートの実施と分析 ・いじめアンケートの実施と分析	
12月	・第2回「保護者アンケート」　　・第2回「学校評価（職員）」 ・第3回「いじめ対応チーム会議」の実施 ・第2回豊岡市いじめ対応ネットワーク会議への参加 ・冬季休業に向けての指導 ・いじめアンケートの実施と分析	定例会議 市主催
1月	・職員会議（いじめ防止対策の取組の振り返り及び情報交換） ・いじめアンケートの実施と分析	
2月	・生活アンケートの実施、教育相談の実施 ・第4回「いじめ対応チーム会議」（年度の総括と評価）の実施 ・学校評議員会（状況説明と情報交換、まとめの評価） ・P T A教育講演会 ・第3回アセスアンケートの実施と分析 ・いじめアンケートの実施と分析	児童調査 定例会議 学校関係者
3月	・第3回「保護者アンケート」 ・第3回豊岡市いじめネットワーク会議への参加 ・学校だより等による総括と次年度の取組等の説明 ・次年度への引き継ぎ ・年度末・始休業に向けての指導 ・いじめアンケートの実施と分析	